

妊婦健康診査受診票についてのご案内（2019年10月1日～）



妊婦健康診査って何をするの？

- 妊婦さんの健康のぐあいや、おなかの赤ちゃんの育ちぐあいをみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。
- 特に、**貧血**、**妊娠高血圧症候群**、**妊娠糖尿病**などの病気は、おなかの赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。妊婦健康診査を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。



妊婦健康診査の助成はどのくらい？

- 妊娠届出時の妊娠週数により、最大14回分の妊婦一般健康診査と、6回分の超音波検査の料金を助成しています。
- 各用紙による助成料金額は、下の表でご確認ください。また、助成対象となる検査項目については各受診票の下部をご覧ください。（助成対象外の検査をした場合は、自己負担が発生します。）

<妊婦健康診査の助成料金>

標準使用時期	第1回 (8週前後)	第2回 (12週前後)	第3回 (16週前後)	第4回 (20週前後)	第5回 (24週前後)	第6回 (26週前後)	第7回 (28週前後)
助成金額計※	23,960円	6,290円	990円	990円	4,618円	6,290円	990円
妊婦一般健康診査	23,960円	990円	990円	990円	4,618円	990円	990円
超音波検査	—	5,300円	—	—	—	5,300円	—

標準使用時期	第8回 (30週前後)	第9回 (32週前後)	第10回 (34週前後)	第11回 (36週前後)	第12回 (37週前後)	第13回 (38週前後)	第14回 (39週前後)
助成金額計※	990円	990円	8,290円	6,350円	8,290円	8,290円	8,290円
妊婦一般健康診査	990円	990円	2,990円	6,350円	2,990円	2,990円	2,990円
超音波検査	—	—	5,300円	—	5,300円	5,300円	5,300円

※ この金額は2019年10月1日現在のものです。 受診票を使用する時期が年度をまたぐと、助成金額が変更となる場合があります。

※ 助産所で使用できるのは、第3回、第4回、第6回、第7回、第8回、第9回、第10回、第12回、第13回、第14回の計10回の妊婦一般健康診査と超音波検査です。



受診票の使い方は？

- 受診時に受診票を病院または助産所に提示してください。
- 岩内町以外の市町村に住民票を移した場合、この受診票は使用できなくなります。 ただし、転出先の市町村からの助成を受けられる場合がありますので、転出先にてご確認ください。
- この受診票は、北海道の病院・助産所で有効です。 里帰り出産等により、道外で妊婦健診を受ける場合は所定の手続きにより払い戻しを行いません。該当する方はご相談下さい。

お問い合わせは・・・ 岩内町役場保健福祉課 健康推進担当（直通）TEL.67-7086

